規則

○会計検査院規則第五号

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月三十日　　会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（平成十七年会計検査院規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四章まで」を「第四章の二まで」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第六号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、国家公安委員会個人情報管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月三十日　　国家公安委員会委員長　松本　純

国家公安委員会個人情報管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会個人情報管理規則（平成十七年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において「保有個人情報」とは、法第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。 2　［略］	（定義） **第二条**　この規則において「保有個人情報」とは、法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。